

北九州市上下水道局地元密着型水道修繕工事店取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水装置の修繕工事（以下「修繕工事」という。）を依頼するお客さまに対して、工事事業者の情報を的確に提供し、お客さまの利便性及び信頼性向上に資することを目的とし、一定の要件に合致する工事事業者を北九州市上下水道局（以下「局」という。）が地元密着型水道修繕工事店（以下「地元修繕店」という。）として登録し、お客さまへの情報提供に活用するために必要な事項を定める。

(修繕工事の範囲)

第2条 修繕工事の範囲は、公私境界から下流側とする。

(登録の要件)

第3条 登録の要件は、次の各号に適合しているものとする。

- (1) 北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者であること。
- (2) 事業所が北九州市内又は北九州市水道事業の給水区域内にあること。
- (3) 修繕工事の対応が可能な行政区等を明確にすること。
- (4) お客さまからの修繕工事に関する依頼に対し、第3条に規定する書類の内容のとおりに迅速丁寧にかつ誠実に対応すること。
- (5) お客さまに出張費や工事費用の概算見積金額を提示すること。
- (6) 第4条に規定する書類を提出する日の直近で開催された北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者講習会（以下「講習会」という。）に参加していること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 第13条第1項の規定により登録を抹消された者で、第14条の規定により再登録の申請を行うことができない者でないこと。

(登録の申請)

第4条 登録を希望する工事事業者（以下「登録希望者」という。）は、次に掲げる書類を局へ提出するものとする。

- (1) 地元密着型水道修繕工事店登録申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）

(照会)

第5条 局は、登録希望者が第3条7号に規定する要件を満たしていることを、市民文

化スポーツ局安全・安心相談センターを経由して、県警察に照会し、確認するものとする。

2 県警察への照会は次の各号のいずれかに該当するときは、省略することができる。

- (1) 登録希望者が北九州市の建設工事または物品等有資格者名簿の登録業者である。
- (2) 登録希望者が同一年度中に県警察照会で「該当なし」の回答を得た者である。
- (3) その他、県警察照会を省略できる具体的な理由がある。

(登録、登録証の交付)

第6条 局は、登録希望者が第3条に規定する要件をすべて満たしていると認めるときは、当該登録希望者を地元修繕店として登録をする。

2 局は、登録を完了したときは、速やかに、当該地元修繕店に地元密着型水道修繕工事店登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 地元修繕店は、登録の辞退を届け出たとき、又は登録の抹消を受けたときは、速やかに登録証を局に返納しなければならない。

(お客さまへの情報提供)

第7条 局は地元修繕店に関する情報を局ホームページに掲載するものとする。

2 局が修繕工事を依頼するお客さまに対して、個別に工事事業者を紹介するときは、地元修繕店の中から紹介するものとする。

(責務)

第8条 地元修繕店は、お客さまから修繕工事の依頼があったときは、工事着手前に次の事項について明らかにし、十分な説明を行わなければならない。

- (1) 工事内容
- (2) 施工に要する時間
- (3) 概算見積の内容
- (4) その他、必要事項

(修繕工事の施行)

第9条 地元修繕店は、修繕工事の施行にあたり、水道法(昭和32年法律第177号)、北九州市水道条例(昭和38年北九州市水道条例119号)、北九州市水道条例施行規程(昭和39年水管規程第13号)、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年水管規程第7号)及び関係法令等を遵守し、お客さまの同意を得た上で、適正に施行しなければならない。

(登録内容の変更)

第10条 地元修繕店は、第4条に規定する書類の内容に変更があったときは、速やかに地元密着型水道修繕工事店登録事項変更届出書(第3号様式)を局へ提出しなければならない。

(修繕工事の報告)

第11条 地元修繕店は、四半期ごとに修繕工事施工件数報告書(第4号様式)を局へ提出しなければならない。

(登録の辞退)

第12条 地元修繕店は、登録の辞退をするときは、速やかに地元密着型水道修繕工事店辞退届出書(第5号様式)を局に提出しなければならない。

2 局は、地元修繕店から前項の届出書の提出があったときは、当該地元修繕店の登録を抹消する。

(登録の抹消)

第13条 局は、地元修繕店が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該地元修繕店の登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する登録要件のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) 第8条、第9条又は第10条の規定に違反したとき
- (3) 第11条に規定する報告の提出を正当な理由なく行わないとき
- (4) 講習会に正当な理由なく参加しなかったとき
- (5) 局による行政指導又は行政処分を受け、登録を抹消することが妥当であると局が判断したとき
- (6) その他、地元修繕店としてふさわしくないと局が認めたとき

2 局は、地元修繕店の登録を抹消したときは、速やかに地元密着型水道修繕工事店抹消通知書(第6号様式)により当該地元修繕店に通知するものとする。

(抹消後の再登録)

第14条 前条第1項の規定により登録を抹消された工事事業者で再登録を希望する者は、登録の抹消後6か月を経過し、かつ、本登録抹消の理由に係る事実が解消されたときは、第3条に規定する申請を行うことができる。

(情報提供の停止)

第15条 局は、地元修繕店が北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第3条に規定する指定の停止を受けたときは、その期間、当該地元修繕店の第7条に規定する情報提供を停止する。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年1月9日から実施する。ただし、第7条に規定するお客さまへの情報提供は平成27年4月1日以降とする。

地元密着型水道修繕工事店登録申請書

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

申請者	フリガナ 氏名又は名称
	住 所
	フリガナ 代表者氏名
	印
	生 年 月 日 大正・昭和・平成 年 月 日
	性 別 男・女
	電 話 番 号

地元密着型水道修繕工事店の登録を受けたいので、北九州市上下水道局地元密着型水道修繕工事店取扱要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、暴力団の利益になることの有無を確認するため、県警察へ照会を行うことに同意します。

給水装置工事の 事業を行う事業所	名 称	指定番号
	所 在 地	
	電話番号	
対応可能な区域	<input type="checkbox"/> 門司区 <input type="checkbox"/> 小倉北区 <input type="checkbox"/> 小倉南区 <input type="checkbox"/> 戸畑区 <input type="checkbox"/> 八幡東区 <input type="checkbox"/> 八幡西区 <input type="checkbox"/> 若松区 <input type="checkbox"/> 芦屋町 <input type="checkbox"/> 水巻町	
受付時間		休業日
対応可能な工事	漏水修繕	<input type="checkbox"/> 屋内配管 <input type="checkbox"/> トイレ配管 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> ポンプ設備 <input type="checkbox"/> 屋外配管 ※少なくとも1項目の漏水修繕対応が必要です。ひとつも対応できない場合は登録できません。
	改造等	<input type="checkbox"/> 元栓（第1止水栓）の不良 <input type="checkbox"/> 改造工事（リフォーム等）

誓約書

北九州市上下水道局長 様

給水装置工事を施行するにあたっては、北九州市上下水道局地元密着型水道修繕工事店取扱要綱の各規定を遵守するとともに、お客さまからの依頼に対し、地元密着型修繕工事店登録申請書（第1号様式）の内容のとおり迅速丁寧にかつ誠実に履行することを誓約します。

年 月 日

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

地元密着型水道修繕工事店登録事項変更届出書

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

申請者 フリガナ
氏名又は名称

住 所

フリガナ
代表者氏名 印

生 年 月 日 大正・昭和・平成 年 月 日

性 別 男・女

電 話 番 号

北九州市上下水道局地元密着型水道修繕工事店取扱要綱第10条の規定に基づき、登録内容の変更を届け出ます。

なお、暴力団の利益になることの有無を確認するため、県警察へ照会を行うことに同意します。

変更内容	変更前	変更後	変更年月日

修繕工事施工件数報告書

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

電 話 番 号

修繕工事の施工件数（第 四半期分）について、北九州市上下水道局地元密着型水道修繕工事店取扱要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

修繕工事施工件数

		漏水修繕（件）					元栓の不良 （件）	改造工事 （件）	合計（件）
		屋内配管	トイレ配管	給湯器	ポンプ設備	屋外配管			
自社受付	（ 月）								
	（ 月）								
	（ 月）								
局紹介受付	（ 月）								
	（ 月）								
	（ 月）								

※注意点

- ・北九州市水道事業の給水区域内で施工した件数とする。
- ・1給水装置に係る工事を1件とし、工事が完了したものを対象とする。
- ・当該四半期の翌月末までに提出すること。（例 第1四半期分（4,5,6月分）は7月末まで）
- ・局紹介受付には、局ホームページを見て問い合わせたものも含む。

地元密着型水道修繕工事店辞退届出書

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

電 話 番 号

北九州市上下水道局地元密着型水道修繕工事店取扱要綱第12条の規定に基づき、登録の辞退をしたいので、次のとおり届け出ます。

辞退する理由	辞退年月日

地元密着型水道修繕工事店抹消通知書

平成 年 月 日

指 定 番 号

氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

様

北九州市上下水道局長

印

地元密着型水道修繕工事店の登録を抹消したので、北九州市上下水道局地元密着型水道修繕工事店取扱要綱第13条第2項の規定に基づき通知します。

抹消理由	
抹消日	年 月 日